別添

令和２年度堀切二丁目周辺地区
補償業務特記仕様書

１．業務名称　　令和２年度堀切二丁目周辺地区道路拡幅整備事業に係る建物等調査・算定業務（その３）

２．履行期間　　契約締結の翌日から令和３年１月 29 日まで

３．目　　的　　堀切二丁目周辺地区については、葛飾区と当機構が令和２年４月１日付で「堀切二丁目周辺地区事業推進等業務委託」契約を締結し、当該業務を履行しているところである。

本業務は、当該事業範囲に存する建物等の補償金積算に伴う調査、算定を行うことを目的とする。

４．履行場所　　葛飾区堀切二丁目

５．業務内容　　以下のとおり（詳細は別紙１参照）

番号	項目	単位	数量
1	建物等打合せ協議	業務	1
2	建物等現地踏査	業務	1
3	木造建物調査・算定	棟	1
4	非木造建物（鉄筋コンクリート造）調査・算定	棟	1
5	非木造建物（鉄骨造）調査・算定	棟	2
6	法令適合調査（木造）	棟	1
7	法令適合調査（木造・非木造建物）	棟	3
8	附帯工作物調査（住宅）調査・算定	戸	4
9	残地移転要件の検討	権利者	4
10	照応建物の設計案作成	案	4
11	居住者に関する調査	権利者	4
12	動産（一般住宅）調査・算定	戸（世帯）	4
13	借家人補償算定	世帯	1
14	仮住居補償算定	世帯	3
15	移転雑費算定	所有者	4

６．提出書類

別記に定める書類、図面等一式

なお、成果品等に関してはグリーン購入法に基づく基本方針（平成 30 年２月版）の判断基準を満たしていること。

７．留意事項

（１）本業務の履行にあたっては、監督員と充分な協議を行い、その指示に従うこと。

（２）本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、監督員と協議すること。

（３）本業務は業務成績認定対象業務である。受注者には、業務完了後、成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

（４）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および関係法令等に基づき、個人情報の取扱については厳格に行うこと。また、本業務の実施に伴い知り得た個人情報については、厳重に管理するとともに、本業務の実施に必要となる個人情報について監督員から提供を受けた場合は、本業務の実施後遅滞無く監督員へ返却すること。

８．そ の 他

（１）本契約の履行にあたって自動車を使用し、または使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年度東京都条例 215 号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

（２）個人情報等の保護に関する特約条項第１条に定める個人情報等の保管場所、取扱場所および取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

１　保管場所は受注者の事務所内とし、施錠できる場所に保管する。

２　取扱場所は受注者の事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。

３　次に該当する行為を行おうとするときは、「個人情報等取扱記録台帳」に記録し、監督員の承諾を得るものとする。

①個人情報等を定められた取扱場所から持ち出すとき。

②個人情報等を複製するとき。

③個人情報等の複製を交付するとき。

（３）　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①工事（業務）の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求または工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合

には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

１．　総　則

１　趣旨等

①本特記仕様書は、葛飾区住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の施行により、土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）及び営業の調査並びに補償額の算定等を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

②本業務に関する補償算定は、「葛飾区住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）に係る土地整備事業に伴う損失補償等基準」（平成 22 年 9 月 15 日　都市整備部長決裁）及び別添する「建物等調査委託標準仕様書」、「木造建物等積算委託標準仕様書」、「非木造建物等積算委託標準仕様書」、「営業調査及び算定委託標準仕様書」及び「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき実施する。

③本特記仕様書は、下記に定義する「標準仕様書」および「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」等に優先するものとする。

２　用語の定義

この特記仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

①「標準仕様書」とは、別添する「建物等調査委託標準仕様書」、「木造建物等積算委託標準仕様書」、「非木造建物等積算委託標準仕様書」及び「営業調査及び算定委託標準仕様書」をいう。

②「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

③「監督員」とは、受注者への指示、受注者との協議または受注者からの報告を受ける等の事務を行う者をいう。また、「標準仕様書」に定義する「区の職員」を「機構の職員」と読み替えるものとする。

④「検査員」とは、契約書・仕様書及びその他の関係書類に基づいて検査を行う者とする。

⑤「主任技術者」とは、業務請負契約書でいう「現場代理人」であり受注者が機構へ届け出た者で、発注者からの指示を受け、これらの者と協議または発注者への報告等の事務を行うものをいう。

⑥「指示」とは、監督員が受注者に対し、本契約の遂行に必要な方針、事項等を示すことをいう。また、「標準仕様書」に定義する「指示」の内容は、前記に読み替えるものとする。

⑦「協議」とは、監督員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で建物等調査の内容又は取り扱い等について合議することをいう。また、「標準仕様書」に定義する「協議」の内容は、前記に読み替えるものとする。

⑧「報告」とは、受注者が建物等調査に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗

状況等を、必要に応じて、監督員に報告することをいう。

⑨「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査をいう。

3　基本的処理方針

①受注者は、業務受注後、速やかに関係書類を提出すること。

②受注者は、調査等を実施する場合において、この特記仕様書に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

③受注者は、作業の実施に当たり建物等に損害を与えたときは、受注者の費用で原形に復旧するか、または補償するものとする。

4　業務対象物件の区分

この特記仕様書における調査対象物件は、次の各号に定める区分による。

１．建物等の調査・積算

①準備打合せ

②建物区分

(1)木造建物

主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根または階段）が主として、木材によって建築されている建物

A　専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの

B　農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの

C　工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの

(2)木造特殊建物

木造建物のうち、建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物

(3)非木造建物

主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

A　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆をおこなうもの

B　鉄骨造（非木造建物Ａを除く）、軽量鉄骨造

C　コンクリートブロック造

D　プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

イ　店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの

ロ　劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの

ハ　工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

③機械設備

機械設備とは、原動機等によって稼動させ、主として製品等の製造を行うもの。または製造に直接係わらなくても、機械を主体とした排水処理施設等をいう。この場合に機械設備を稼動させるための動力（変電設備を含む）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線および機器類を含む。

機械設備Ａ　設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200 ㎡未満であるすべての業種

機械設備Ｂ
- イ　製糸、製綿、織物、タオル製造、被服製造、染色等の繊維工業
- ロ　ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ製品製造、陶磁器・ｶﾞﾗｽ製造、瓦・煉瓦製造
- ハ　機械靴、鞄製造、なめし革製造、毛皮・皮革製品製造業
- ニ　製材・合板・家具製造・建具製造等の製材、木製品工業
- ホ　石油類貯蔵販売、圧縮・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業
- ヘ　製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業
- ト　鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業
- チ　自動車整備工場

機械設備Ｃ
- イ　一般・ｸﾞﾗﾋﾞｱ・金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業
- ロ　金属工作・加工機械・産業・化学機械、土木建築機械等の機械、機具製造業
- ハ　作業工具・鉄骨製造、ﾌﾟﾚｽ、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、ﾒｯｷ、型加工等の金属製品工業
- ニ　缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業
- ホ　ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金、軽金属圧延・製品製造、電線、ﾀﾞｲｶｽﾄ等の非鉄金属工業
- ヘ　ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

機械設備Ｄ
- イ　塗料製造、医薬品、工業製品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業
- ロ　高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業
- ハ　電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業
- ニ　自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車両部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車両製造等の輸送機械製造
- ホ　精密機械器具、計量器、測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、工学機械器具等の精密機械器具製造業
- ヘ　上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺

場、廃棄物処理等

機械設備Ｅ　機械設備Ｄに掲げる業種のうち、以下に該当するもの

イ　機械設備の数が標準的工場より多い

ロ　配管、配管の系統が複雑かつ多い

ハ　自動化された機械が比較的多い

ニ　プラント化機械が多い

ホ　規模の大きな機械が多い

ヘ　特殊な機械が多い

ト　製品等の多品種の製造装置を持っている

チ　受電契約電圧が 6,000V 以上である。

④生産設備

生産設備とは、当該施設が製品等の製造に直接または間接的に係わっているものおよび営業を行う上で必要となる施設をいう。

生産設備Ａ　製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの
園芸用フレーム、わさび畑、養殖池、牛、豚、鶏、その他家畜の飼育または調教施設等

生産設備Ｂ　営業を目的に設置されているものまたは営業上必要なもの
ﾃﾆｽｺｰﾄ、ｺﾞﾙﾌ練習場等の施設、自動車練習場のｺｰｽ、遊園地、釣堀、貯木場

生産設備Ｃ　製品等の製造、育成、養殖または営業に直接的には係わらないが、間接的に必要なもの
工場等の貯水池、浄水場、駐車場、運動場等の厚生施設等

生産設備Ｄ　上記ＡからＣまでに例示するもの以外で次に例示するもの
ｺﾝｸﾘｰﾄ製の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽または浄水槽、鉄塔、送電設備、野立の広告施設、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

⑤附帯工作物

附帯工作物とは、調査区域（敷地）内にあって、建物、機械設備、生産設備、庭園および墳墓として取扱うもの以外の総てをいう。

住宅敷地Ａ　商業、工業、住居区域等の商店街および住宅密集地で一区画の、平均敷地面積が 150 ㎡未満のもの

住宅敷地Ｂ　住居地域または住居専用地域であって、一区画の平均敷地面積が 150 ㎡から 200 ㎡程度のもの

住宅敷地Ｃ　住居専用地域または郊外の住宅であって、一区画の平均敷地面積が 200 ㎡から 600 ㎡程度のもの

農家敷地Ａ　農家住宅の敷地であって、一区画の敷地面積が 600 ㎡から 1,000 ㎡程度のもの

農家敷地Ｂ　農家住宅の敷地であって、一区画の敷地面積が 1,000 ㎡以上のもの

工場、神社、仏閣等の敷地

工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が 600 ㎡以上になっているもの

独立工作物　独立看板、広告塔、野立木等

⑥立　木

立　木　イ　鑑賞樹

住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、鑑賞上の価値を有し、細密に手入れが施されていると認められた立木

ロ　利用樹

防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木

ハ　風致木

名所、旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木

二　その他

敷地内に植え込まれた芝、地被類、草花等

用材林　檜、杉等で用材とすることを目的として植林されたもの

薪炭林　なら、くぬぎ等の自然林が自生しているもの

収穫樹　りんご、みかん、ぶどう、くり等で果樹等の収穫を目的として植栽されたもの

竹　林　孟宗竹、苦竹等が植栽または自生しているもの

苗　木　営業用樹木の育成または管理を目的として植栽されている区域に存する立木等

⑦庭　園

立竹木、庭石、灯籠、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいう

⑧墳　墓

墓地として都道府県知事の許可を受けた区域またはこれと同等と認めることが相当な区域内に存する墳墓をいう。

寺院または公営　墳墓Ａ　墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一区画の面積が３～４㎡程度のもの
(10 ㎡当たり３画地程度)

墳墓Ｂ　墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一区画の面積が 1.5～２㎡程度のもの
(10 ㎡当たり５画地程度)

墳墓Ｃ　墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一区画の面積が 1.5 ㎡以下程度のもの
(10 ㎡当たり７画地程度)

上記以外の墓地　墳墓Ｄ　墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていない

が、10 ㎡当たり３～５基程度あるもの

墳墓Ｅ　墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10 ㎡当たり７基以上あるもの

２.営業その他の調査

①営　業

営業Ａ　個人営業で白色または青色申告のもの

営業Ｂ　資本金が 3,000 万円未満の法人で１事業所もしくは１業種のもの

営業Ｃ　資本金が 3,000 万円未満の法人で複数の営業所もしくは複数の業種を営んでおり、決算書等の分析が必要となるものまたは資本金が 3,000 万円以上の法人で１営業所もしくは１業種のもの

営業Ｄ　資本金 3,000 万円以上の法人で複数の営業所もしくは複数の業種を営んでおり決算書等の分析が必要となるもの

営業Ｅ　営業Ｄ以外で決算書等の分析が極めて困難と認められるもの

②居住者に関する調査

③動産に関する調査

区分は、以下による。

(1)一般住家

(2)農家住宅

(3)店　　舗

(4)事 務 所

(5)工　　場

(6)倉　　庫

④その他通損に関する積算

区分は、以下による。

(1)仮住居または借家人補償

(2)移転雑費

(3)居住者・動産・移転雑費

5　業務従事者

①受注者は、主任技術者の管理の下に、建物等調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

２．　建物等調査の基本的処理方法

6　施行上の義務及び心得

①受注者は、建物等の調査の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

二　権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し指示を受けなければならない。

7　現地踏査

① 受注者は、建物等調査の着手に先立ち、監督員との打合せ及び調査区域の現地

② 踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。また、権利者との日程調整等を行うものとする。

8　作業計画の策定

①受注者は、建物等調査を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

②受注者は前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

9　監督員の指示等

①受注者は、建物等調査の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせたうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

②受注者は、建物等調査の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

③機構において必要と認めるときは、調査等の変更、停止もしくは中止を命ずることができる。

④受注者は、調査等の資料作成に当たり、調査漏れや誤りのないよう充分調査等を行うこと。万一、書類が不備の場合は、完了後においても訂正または再調査を命ずることがある。

１０　支給材料等

①受注者は、建物等調査を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、機構から貸与もしくは交付を受けるものとする。貸与を受けた支給材料は使用後速やかに機構へ返却しなければならない。

②商業登記事項証明書や固定資産税・都市計画税課税明細書等の閲覧又は謄本等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

１１　消耗品等

調査作業、関係調書作成等に必要な器具や消耗品等は、受注者の負担とする。

１２　立入り及び立会い

①受注者は、建物等調査のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

②受注者は、前項に規定する同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。

③受注者は、調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

１３　交渉記録の作成

① 受注者は、権利者と接触した際には、必ず交渉記録を作成し、速やかに機構へ提出すること。

１４　身分証明書の携帯

①受注者は、機構から建物等調査に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

②調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

③受注者は、建物等調査が完了したときは、速やかに、身分証明書を機構に返納しなければならない。

１５　算定資料

受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあたっては、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」によるものとする。

１６　監督員への進捗状況の報告

①受注者は、監督員から調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

①　受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

１７　成果品の一部提出等

①受注者は、建物等調査の実施期間中であっても、監督員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

②受注者は、前項で提出した成果品について監督員が審査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

１８　成果品

①別添する「標準仕様書」及び東京都が制定する「東京都の事業の施行伴う損失補償基

準」により行うこととする。

② 成果品の提出部数は、「８．提出成果品　４０　提出成果品と部数」に定めるとおりとする。

１９　検査

①受注者は、検査員が建物等調査の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。

②受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

２０　建物等の計測

別添する「建物等調査委託標準仕様書」により行うこととする。

２１　図面等に表示する数値及び面積計算

別添する「建物等調査委託標準仕様書」により行うこととする。

２２　計算数値の取扱い

別添する「建物等調査委託標準仕様書」により行うこととする。

２３　補償額算定調書に計上する数値

別添する「建物等調査委託標準仕様書」により行うこととする。

２４　補償額等の端数処理

別添する「建物等調査委託標準仕様書」により行うこととする。

３．　建物等の調査

２５　建物等の調査

①別添する「建物等調査委託標準仕様書」により行うこととする。

②調査結果は、建物等の補償額算定の前に、監督員に報告するものとする。

２６　居住者等に関する調査

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。また、「標準仕様書」に定義する「占有者等」を含めるものとする。

２７　動産に関する調査

別添する「建物等調査委託標準仕様書」により行うこととする。

４．　補償額算定

２８　物件調書

受注者は、補償額算定に着手するにあたり、物件調書を作成し権利者の確認を得ること。また、権利者の確認後、物件調書に変更が生じた場合には、改めて権利者の確認を得るものとする。

２９　建物移転補償

別添する「木造建物等積算委託標準仕様書」及び「非木造建物等積算委託標準仕様書」により行うこととする。

３０　工作物等移転補償

別添する「木造建物等積算委託標準仕様書」及び「非木造建物等積算委託標準仕様書」により行うこととする。

３１　動産移転補償

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。

３２　仮住居等補償

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。

３３　家賃減収補償

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。

なお、建物所有者（賃貸人）及び賃借人から必要項目を記載した家賃・間代申告書（契約書写等を添付）を署名押印の上、提出させこれをもとに算定する。

３４　借家人補償

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。

３５　移転雑費補償

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。

３６　その他

その他、定めのない事項については、協議によること。

５．　営業調査及び補償額算定

３７　営業調査

別添する「営業調査及び算定委託標準仕様書」により行うこととする。

６．　消費税等調査

３８　消費税等に関する調査等

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。

７．　残地補償額の算定

３９　残地補償

「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」により行うこととする。

８．　提出成果品

４０　提出成果品と部数

①建物等調査書及び算定書、権利関係調書等

(1)建　物　調　書 (2)工作物等調書 (3)機械設備等調書 (4)営　業　調　査 (5)解 体 範 囲 図 (6)補償額算定書 (7)建物登記事項証明書（写）	各　正本１部　副本１部 ＣＤ－Ｒ等　　２部
(8)野　　帳 (9)居住者調査表 (10)権 利 一 覧 表 (11)物　件　調　書	各　正本１部　副本１部

②調書・算定書及び製図用紙

調書・算定書については、「標準仕様書」及び「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」に所定の書式があるものは、それを使用し、その他については、所要事項を記載し得るものを適宜作成すること。

なお、建物等調査書及び算定書等については、ＣＤ－Ｒ等による提出となるが、図面関係の使用アプリケーションは、「ＪＷ　ＣＡＤ」及び「ＰＤＦ」で読み込めるものをそれぞれ提出すること。

また、「ＡＵＴＯ　ＣＡＤ」の場合は、ＤＸＦによる変換が行われていることを前提とする。

各調書類については、「ＥＸＣＥＬ」にて納品とする。

※上記で指定しない事項については、監督員の指示にもとづくこと。

③写真

参考写真（カラー）は調査物件ごとに台紙に貼付し、デジタルカメラの画像をＣＤ－Ｒにコピーし提出すること、写真はプリントＥサイズとする。

(1)　建物

ア　建物外観　　道路計画線と建物の位置関係が分かるように収めたもののほか

正面（玄関または店舗入り口）・屋根　　１ヶ所以上

※１ヶ所に収まる場合、１ヶ所で可。

側面（庭園又は撮影可能な側面）　１ヶ所以上

イ　建物内部　　居室及び水廻り　　全ヶ所

玄関内部又は店舗内部　　１ヶ所以上

※居住者が拒否した室は、撮影しないこと。

(2)　庭園

ア　庭園全体を補完するもの　　１ヶ所以上

イ　庭園正面よりのパノラマ写真　　１ヶ所以上

ウ　池水・築山等構成上重要な部分　　１ヶ所以上

(3)　附帯工作物

敷地の大部分を見渡せるもの　　１ヶ所以上

※工作物番号と照合できるようにすること。

(4)　機械設備

機械・設備ごとに撮影する　　１ヶ所以上

※工作物番号と照合できるようにすること。

(5)　墓石・墓標等

墓石・墓標ごとに撮影する　　１ヶ所以上

以　上

令和2年度堀切二丁目周辺地区道路拡幅整備事業に係る建物等調査・算定業務（その3）業務数量表

（別紙1）

整理番号	敷地情報	建物情報			建物等の調査及び算定						通損に関する調査及び算定			
	敷地面積（㎡）	登記簿上構造区別	用途	延床面積（㎡）	木造建物	非木造建物	建物等の法令適合性	付帯工作物	残地移転要件の該当性の検討	照応建物の設計案作成	居住者調査	動産	借家人仮住居	移転雑費
1	223.89	鉄筋コンクリート造	併用住宅	215.54		調査算定	調査算定	調査算定	調査算定	調査算定	調査	調査算定	算定	算定
2	67.61	鉄骨造	住宅	116.34		調査算定	調査算定	調査算定	調査算定	調査算定	調査	調査算定	算定	算定
3	42.34	木造	住宅	66.10	調査算定		調査算定	調査算定	調査算定	調査算定	調査	調査算定	算定	算定
4	63.13	鉄骨造	共同住宅	130.00		調査算定	調査算定	調査算定	調査算定	調査算定	調査	調査算定	算定	算定

URからのお願い
～　お客様対応業務を行う受注者（請負者）の皆様へ　～

ＵＲ都市機構は、お客様のご期待に応えるため、これまで培ってきた技術やノウハウを活かし、「ＣＳ（お客様満足）」、「Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ（挑戦）」、「Ｓｐｅｅｄｙ（迅速）」を信条として、人が輝く都市を目指して、美しく安全で快適なまちを実現すべく、日々業務に取り組んでいます。

お客様にとっては、皆様（受注者・請負者）の対応　＝　当機構（委託者・発注者）の対応です。

万一皆様でお客様に対する誠意のない対応があれば、委託者・発注者である当機構の評判を落とし、大切なお客様からの信頼を失うことにつながりかねません。

つきましては、以下の当機構の企業理念およびＣＳ推進方針をよくご理解のうえ、業務に従事していただきますよう、よろしくお願いいたします。

企業理念

URミッション（使命）

人が輝く都市をめざして、美しく安全で快適なまちをプロデュースします。

URスピリット（信条）

CS（お客様満足）を第一に、新たな価値を創造します。
創意工夫し、積極果敢にChallenge（挑戦）します。
力を結集し、Speedy（迅速）に行動します。

CS推進方針

《お客様とともに》

●お客様からのご意見・ご要望に積極的に耳を傾けます。
●お客様の声を大切にし、役職員一人ひとりがお客様の視点に立って行動します。
●お客様のニーズを的確に反映し、お客様にご満足をいただけるサービスの向上を目指します。

《パートナーとともに》

●地域住民、地方公共団体、民間事業者などの皆様との連携・協働を図り、そのニーズを的確に事業に反映します。

《社会とともに》

●機構業務に関する積極的な情報発信に努めるとともに、皆様にとってわかりやすく価値のある情報提供を行います。